



MAPLES
GROUP

案件のお知らせ

2024年5月21日

Maples グループ、日本での「東海東京 ヌビーン チャーチル プライベート キャピタル ファンド」の設定につき UBS にアドバイス

Maples グループの弁護士事務所である Maples and Calder は、当事務所のアジアファンドおよび投資管理 (Asia Funds & Investment Management) 業務の一環として、UBS マネジメント (ケイマン) リミテッド (UBS Management (Cayman) Limited) (以下「UBS」といいます。) に対し東海東京 ヌビーン チャーチル プライベート キャピタル ファンド (Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund) (以下「本ファンド」といいます。) の設定について助言を行ったことをご案内いたします。2024年5月21日より運用が開始される本ファンドは、ケイマン諸島籍のユニット・トラストとして日本において公募形式で販売されます。本ファンドの販売会社は、東海東京証券株式会社が務めます。

本ファンドは、米国の中堅企業に対するプライベートデッドおよびエクイティへの分散ポートフォリオへの間接的投資によって、主としてインカム・ゲイン、二次的には長期的なキャピタル・ゲインを通じて投資家の方々にリスク調整後リターンを提供することを投資目的としています。本ファンドは、ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド (Nuveen Churchill Private Capital Income Fund) の受益証券への投資によりその投資目的を達成することを予定しています。本ファンドの投資運用会社は東海東京アセットマネジメント株式会社です。

当社のシンガポール事務所を拠点としファンド・投資管理マネージャーである Nick Harrold が率いる弁護士チームが UBS のケイマン諸島における顧問弁護士を務めました。

本案件について Nick は、「近年、日本の投資家からの本ファンドに似た投資商品への大きな需要拡大が見られ始めており、これによりプライベートデッドその他のオルタナティブ資産クラスのエクスパンションが可能となると見られ、このトレンドは今後も更に高まると私は見えています。」とコメントしています。

日本法に関する助言はアンダーソン・毛利・友常法律事務所が行いました。

Maples グループのジャパニーズ・ファンド事業では、ケイマン諸島、ルクセンブルグ、アイルランド、ジャージーの各ファンドの組成および設立について、市場の新規参入者はもちろん、業界の大手企業に対して助言を行い、ファンドサービスを提供しています。

以上

Maple グループについて

Maples グループは、イギリス領ヴァージン諸島、ケイマン諸島、アイルランド、ジャージー、ルクセンブルグの法律に関する包括的な法律アドバイスをクライアントの皆様提供する業界をリードするサービス提供者であり、フィデューシャリーサービス、ファンドサービス、規制・コンプライアンス関連サービス、組織設立および管理サービスを独立した立場から提供しています。Maple グループは、各クライアントの特別なニーズに応じたソリューションを提供するというクライアントに焦点を当てたアプローチにより他に類のない独自の存在を示しています。Maple グループの世界にネットワークをはる弁護士および業界の専門家達は、クライアントの皆様が自らのタイムゾーンの中で速やかに専門的アドバイスおよび各クライアント独自の支援を受けることができるよう、アメリカ、ヨーロッパ、アジア、中東の各地に戦略的に配置されています。詳細は、maple.com をご覧ください。